

第 16 号議案

保険代位に基づく求償金請求事件に係る和解 及び損害賠償額の決定について

平成 28 年 3 月 3 日付けで訴えのあった平成 28 年（ワ）第 10 号保険代位に基づく求償金請求事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 和解の相手方

原告 東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地
三井住友海上火災保険株式会社
代表取締役 柄澤康喜

2 事件の内容

本市職員が公用車で自動車事故を起こし、同乗していた他の本市職員（以下「被災職員」という。）が、頸椎捻挫等の障害を負い、地方公務員災害補償基金より公務災害と認定された。

その後、被災職員は本件事故により頸椎椎間板ヘルニアを発症した旨の追加の診断を受けたが、地方公務員災害補償基金より公務外の災害と認定された。

相手方は、人身傷害保険契約に基づき被災職員に対し治療費等を支払い、保険法（平成 20 年法律第 56 号）第 25 条の規定に

より、本市に対する損害賠償請求権を取得した。

相手方は、保険代位に基づく求償金支払請求として793万8986円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを提起したものである。

3 和解条項

(1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として金128万9909円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方と本市は、前号の金額は以下に記載する事故に関し本市職員に生じた損害について治療費131万9333円、交通費2万1390円、入院雑費10万8900円、装具代9万9600円、休業損害92万5403円、入通院慰謝料44万7825円、後遺障害逸失利益152万8635円及び後遺障害慰謝料110万円として、これらの合計額555万1086円から自動車損害賠償責任保険金回収分426万1177円を控除して算出したものであることを確認する。

発生日時 平成23年5月24日午後4時頃

発生場所 京都府南丹市園部町小山東町平成台一号17
所在の駐車場内

事故車両 本市所有の公用車

(3) 本市は、相手方に対し、第1号の金員を平成30年2月末日限り、相手方指定の預金口座に送金する方法により支払う。なお、送金にかかる手数料は本市の負担とする。

(4) 相手方及び本市は、両者間に本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

保険代位に基づく求償金請求事件に係る和解
及び損害賠償額の決定について

公用車の事故により被災した本市職員に代わり、原告である保険会社が保険代位に基づく損害賠償請求権を取得し、亀岡市に対し、求償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを平成28年3月3日付けで、京都地方裁判所園部支部に提起したもの。

京都地方裁判所園部支部より、本市が解決金として128万9909円を支払う旨の和解案の提示があったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。